

道路交通法改正により、ロータリー等を装着したまま公道走行が可能になりました。

令和元年5月から、農作業機を装着した農耕トラクターが公道走行可能となりました。地方運輸局から「道路運送車両の保安基準第55条」に基づく基準緩和認定が公示されました。

農耕トラクター使用者は、一定の条件、制限事項を遵守することで、直装作業機(ロータリー等)を装着したままでの道路走行が可能となります。

一定の条件とは？

- 車両幅の確認
- 免許の種類
- 灯火器の確認
- 転倒安全性の確認

制限事項とは？

- 運行速度15km/h以下(安全公表型式はOK)
- 運行速度15km/h以下の表示必要
- 制限を受けた自動車の標識必要
- 灯火器の視認性、左右サイドミラー
- 全幅2.5m以上で外側(全幅)標示板設置
- 最外から灯火・反射器を40cm以内に設置



公道走行には必ず免許が必要です！

1. そのトラクターは時速15km以上の走行能力(ハイスピード仕様)ですか？
2. 全幅(作業機込み)が1.7mを越えていますか？

どちらか片方でもあてはまる時には、**小型特殊・普通免許では運転ができません**。大型特殊免許が必要となります。

無免許運転の罰則は、罰金50万円以下、免許取消し、交通違反点数25点、最低2年間免許が取得できません。私は知らなかったでは済まされません。

詳しくは最寄の地方運輸局、JA農機センター、農機具店で確認してください。



農耕作業用トレーラについては、日本農業機械工業会が啓発資料を準備中です。